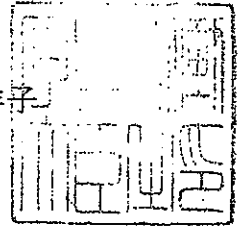


厚生労働省発能0329第1号
平成24年3月29日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 一 普通課程の普通職業訓練のうち、金属加工系、機械系、電気・電子系、第二種自動車系及びレザ加工系の一部の訓練科について、近年の産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目等の見直しを行うものとする。
- 二 一の見直しに伴い、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科及びレザ加工科等の職業訓練指導員試験の学科試験及び実技試験の科目について、所要の見直しを行うものとする。
- 三 専門課程の指導員訓練に電気工事科を設けるとともに、電気事業法による第一種電気工事士の免状を有する者等に対して職業訓練指導員試験の受験資格の付与等を行うものとする。
- 四 総合課程（特定専門課程及び特定応用課程）を修了し、一定期間の実務経験を有する者に職業訓練指導員試験の受験資格の付与等を行うものとする。
- 五 その他所要の経過措置を定めるものとする。
- 六 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。